

常任委員会の動き

總務



○行田市税条例の一
部を改
正する条例について

問 附則第17条の2の見出しに特定管理株式等とあるが、この「等」は何を指すのか。

答 特定管理株式と同様、個人市民税の課税の特例対象となる特定保有株式を指すものである。

問 施行期日を定めた附則第1条ただし書き以前に条例は平成22年1月1日から施行するが、この設定はどういう意味か。

当委員会では、付託を受けた1議案について審査を行い、

農業委員會窗口

文教經濟

当委員会では、付託を受けた請願1件について審査を行ない、不採択としました。

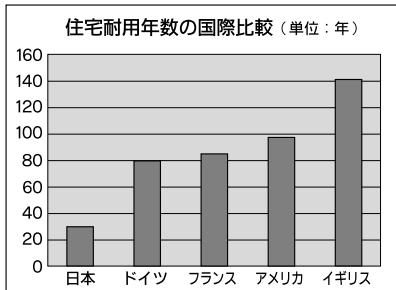
○農地法の「改正」に反対する請願

意見 今回の法改正の主題は農地の耕作者主義を廃止し、利用者主義に転換しようとしていることである。しかし、法改正に係る修正案により、

答 今回の改正は、地方税法の一部改正に伴うものである。ことから、条例の施行期日を地方税法の一部を改正する法律の施行日と同日とするものである。

審查概要 委員會活動

各常任委員会に付託された議案の主な審査内容や委員会活動などの状況は次のとおりです。



建 設

建 設

意見 耕作者主義が復活したことにより、懸念は解消された。上つて請願に反対である。

耕作者主義が復活したことにより、懸念は解消された。上
つて請願に反対である。

当委員会では、付託を受けた1議案について審査を行い、原案のとおり可決しました。

民生

性、④維持管理の容易性、⑤バリアフリーへの改修が可能、⑥断熱性能等の確保、⑦定期的な点検・補修等に関する計画の策定、⑧良好な居住水準の確保、⑨居住環境の維持及び向上への配慮などである。

○行田市手数料条例の一部を
改正する条例について

答 改正後の条例は、平成22年1月1日が施行日であり、来年度以降のものである。また、国民健康保険団体連合会

議会運営委員会

6月1日に6月定例会運営のための議会運営委員会を開催し、会期日程及び議案の取扱いなどについて協議しました。その際、一般質問の発言順序をくじにより決定しました。また、6月12日に請願2件の審査、24日には追加議案や正副議長選挙等の取扱いについて協議しました。

委員長 委員會
齊藤 宏哲
松川 安行
竹本 佐子
漆柳 佐子
石井 孝志
香桂 金志
藤安 佐志
齊安 佐志
藤安 佐志
齊安 佐志